

第1節 環境を守り育てる

■現状と課題（前期基本計画までの成果を踏まえて）

地球温暖化など地球規模での環境問題が深刻化するなかで、地球温暖化対策の推進に関する法律が制定され、京都議定書^{*}の発効以降の動きとして、温室効果ガス排出量の長期削減目標を掲げるなど、将来にわたるCO₂削減に向けた世界的な取り組みが進められています。

本市においては市民が安心・安全で快適な生活を営むことのできる良好な環境を確保することを目的に、平成14年4月に環境基本条例を施行し、平成15年3月には環境基本計画を策定したところです。また、その実現に向けて、市・市民・市民団体・事業者の協働による環境パートナーシップ会議が設立され、環境保全活動として、「花いっぱい運動」「自然観察会」「エコバスツアー」「環境家計簿の普及啓発」「環境フォーラムの開催」など、環境問題に対する活動が活発に行われています。市においても事務事業における環境負荷の低減を図るため、環境マネジメントシステム^{*}を導入するとともに、温室効果ガス排出量の削減計画として城陽市エコプランを策定し、市が率先して環境に配慮した取り組みを進めています。さらに、平成21年6月には、城陽市地球温暖化対策地域推進計画を策定し、市全体での温室効果ガス排出量削減に向けた取り組みを進めています。

地球環境問題は市民の生活に深刻な影響を与える重要な課題であり、市民、事業者、行政の協働のもと、全市的に取り組む必要があります。

また、関係法令による規制基準の強化などにより、本市では大気や河川の水質なども比較的良好な状態になってきていますが、引き続き環境汚染などの実態を把握するため、大気や主要河川の水質の測定を行うとともに、近隣公害への対応や空地の除草指導を進めていく必要があります。

さらに、新名神高速道路の建設に際しては環境に対する十分な配慮を求めていく必要があります。

■基本方針

○市・市民・市民団体・事業者が協力・協働して地域の環境保全とその向上の取り組みを推進することにより、地球温暖化をはじめとする地球環境問題の解決や豊かな自然と共生した市民の快適な生活の実現をめざします。

■まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	めざすべき目標
			(平成22年度)	(平成28年度)	
地球環境に対して関心のある市民の割合	環境アンケート	%	98.0 (H20)	100	100

まちづくり指標名	説明	現状値 (平成22年度)		5年後の目標 (平成28年度)	めざすべき 目標
		単位			
市全体のCO ₂ 排出量	市全体のCO ₂ 排出量（市内の電気供給量より算出）	千t-CO ₂	139	126	↓
川の水のきれいさに満足している市民の割合	市民意識調査結果	%	22.0 (H19)	50	100

■主な施策の展開

（１）地球環境の保全

地球環境や身近な自然を保全するため、城陽市環境基本計画の実現に向けた取り組みを進めます。また、市の事務事業による環境負荷の低減を図るため、環境マネジメントシステムによる事業活動を展開するとともに、省エネの推進や公用車の低公害車の導入など温室効果ガス排出量の削減計画「城陽市エコプラン」の実現に向けた取り組みを推進します。さらに、市内の温室効果ガス排出量の削減計画である「城陽市地球温暖化対策地域推進計画」を実現するために、ECOモニター事業、グリーンカーテンの取り組み、啓発活動など、様々な取り組みを推進します。

（２）協働による環境保全

市全体での環境保全活動を推進するため、環境パートナーシップ会議の活動を支援します。また、身近な環境保全の取り組みを促進するため、家庭で実践できる環境負荷低減の情報を市民に提供するとともに、クリーン活動の展開などにより環境保全に対する意識の啓発に努めます。

（３）生活環境の保全

環境汚染などの実態を把握するため、騒音、振動や大気汚染および主要河川の水質などの測定を継続するとともに、関係機関と連携を図り監視の強化に努めます。

また、野焼きや騒音などの近隣公害などに対応するため、苦情処理体制の充実や監視に向けたパトロールを強化するとともに、市街化区域内の空地の除草指導に努めます。さらに、新名神高速道路の建設に際しては、環境に対する影響に配慮するため、大気に係る監視システムの設置などを求めていきます。

■市民まちづくりワークショップからの提言（平成18年）

市民の役割（例示）

- 各種環境イベントなどに積極的に参加し、日常的に環境負荷低減につながる取り組みを行う。
- 事業者は、環境マネジメントシステムの構築に努める。
- 市民団体は、パートナーシップによる環境保全活動を実施し、学習機会の提供に努める。
- 日常生活や事業活動などのライフスタイルを見直すなど環境への負荷の低減に努める。
- 城陽環境パートナーシップ会議に参加する。
- 環境保全やごみ処理に関して、できることを考え、モラル向上に努める。

■PR施策

○城陽市地球温暖化対策地域推進計画

本市では、地球温暖化防止に向けて、市・市民・市民団体・事業者がそれぞれの役割を果たし、市全体で取り組んでいくための計画として、平成21年6月に「城陽市地球温暖化対策地域推進計画」を策定しました。

また、その取り組みのひとつとして、平成22年度から「城陽市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付事業」を実施することにより、再生可能エネルギーの普及を図り、家庭などにおける温室効果ガス排出量の削減、地球温暖化防止を推進しています。

将来にわたる持続可能な社会の構築のため、市内の温室効果ガス排出量の削減をめざし、地球温暖化防止に努めていきます。



【城陽市地球温暖化対策地域推進計画】

【用語説明】

※京都議定書：地球温暖化を防止するための国際条約。1997年12月に京都で開催された「地球温暖化防止京都会議（COP3）」で先進国から排出される温室効果ガスの具体的な削減数値目標やその達成方法などを定めた「京都議定書」が合意された。

※環境マネジメントシステム：組織が行う業務などによって起こる環境に及ぼす悪影響を最少にするため、自らが環境に関し継続的な改善を自主的に行い、環境の保全を図る仕組み。